

（仮称）八王子市男女共同参画社会の実現を目指す条例（素案）について

1 報告趣旨

男女共同参画をより一層推進するため、新たに制定する「（仮称）八王子市男女共同参画社会の実現を目指す条例」の素案がまとまったため、報告する。

2 報告内容

（1）制定の目的

本市では、平成11年（1999年）に「男女共同参画都市」を宣言し、以後「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき、男女共同参画に関する総合的な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識や社会慣行などの課題が残っていることから、男女共同参画をこれまで以上に進めるために条例を制定する。

（2）条例（素案）の概要

ア 条例制定におけるポイント

- （ア） 固定的な性別役割分担意識払拭のための子どもの頃からの意識醸成
⇒市民（家庭）、教育関係者、地域活動団体の責務
- （イ） 企業や地域など社会全体での男女共同参画の推進
⇒事業者、地域活動団体の責務
- （ウ） コロナ禍で深刻化したDVや女性の貧困等の課題への対応
⇒基本理念、禁止事項に反映
- （エ） 男女共同参画を一層推進するための体制
⇒審議会設置、相談・苦情の申出への対応

イ 条例（素案）の内容

別紙「条例素案」のとおり

(3) パブリックコメント手続の実施

期 間：令和4年（2022年）4月15日（金）から5月15日（日）まで

周知方法：広報はちおうじ4月15日号、市ホームページ

閲覧場所：市政資料室、市民部各事務所、各市民センター、
市民活動支援センター、各図書館、男女共同参画センター、
市ホームページ

提出方法：郵送、FAX、電子メール、窓口への提出

3 今後の予定

令和4年（2022年）6月 条例制定検討会

9月 第3回市議会定例会上程

令和5年（2023年）4月 条例施行